

石垣市長選挙及び石垣市議会議員補欠選挙

投票日 平成30年3月11日（日）

投票時間 午前7時～午後8時（※一部投票所は午後7時まで）

- 投票要件 日本国籍を有し、平成12年3月12日以前に生まれた方で、平成29年12月3日までに転入届出をし、引き続き市内に住所を有している方。
※市外に転出した方は投票できません。
※市内で転居された方は、投票入場券（はがき）に記載されている投票所で投票してください。
- 投票入場券 投票所には、投票入場券を持参してください。入場券を紛失した場合でも投票できますので、本人確認のできる運転免許証等の身分証を持って投票所にお越しください。
- 期日前投票 投票日に仕事やレジャー、冠婚葬祭等の用務で投票所に行けない方や負傷、出産、身体の障がい等で歩行が困難な方は期日前投票ができます。
 - ・ 期間 平成30年3月5日（月）～10日（土）午前8時30分～午後8時
 - ・ 場所 石垣市営球場会議室
- 代理投票 心身の故障、その他の理由で投票用紙に候補者の氏名が書けない方は、係員に申し出て代理投票をすることができます。
- 不在者投票 仕事や旅行などで市外に滞在している方は、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。事前に投票用紙の請求等の手続きが必要となりますので石垣市選挙管理委員会事務局までご連絡ください。また、指定を受けた病院、施設等に入所中の方はその病院等の管理者に申し出て不在者投票をすることができます。
※早めに手続きをしてください。
- 郵便等投票 身体障害者手帳または戦病者手帳を持っている方で、法令で定める重度の障がいのある方、介護保険法上の要介護5の認定を受けている方は郵便等により自宅で不在者投票ができます。なお、この投票をするためには、郵便等投票証明書が必要です。また、投票用紙等の請求期限は3月7日（水）までですので、早めに手続きをしてください。

引っ越したら住民票を移しましょう！

進学や就職などで引っ越しをされた方は、原則、現在住んでいる寮・アパート等が住所地になります。住民票は、選挙人名簿などの各種の登録や行政サービスにつながる大切な情報ですので、忘れずに移しましょう。

転出・転入の手続きは簡単です！

○転入届の際には、記載事項の変更のため、マイナンバーの「通知カード」や「マイナンバーカード（個人番号カード）」をお持ちください！

引っ越し前の
市区町村

《転出前》
転出届を提出し、
転出証明書を受け取る



引っ越し後の
市区町村

《転入した日から14日以内》
転出証明書を添えて、
転入届を提出

引っ越しをされる方は注意が必要です！

選挙で投票する場所は、原則として住民票のある市区町村です。異なる市区町村に転出した方で、住民票を移していない、又は住民票を移して3カ月経過していない場合は、新しい住所地で投票できません。